

高齢者あんしん連絡システム事業

事業内容

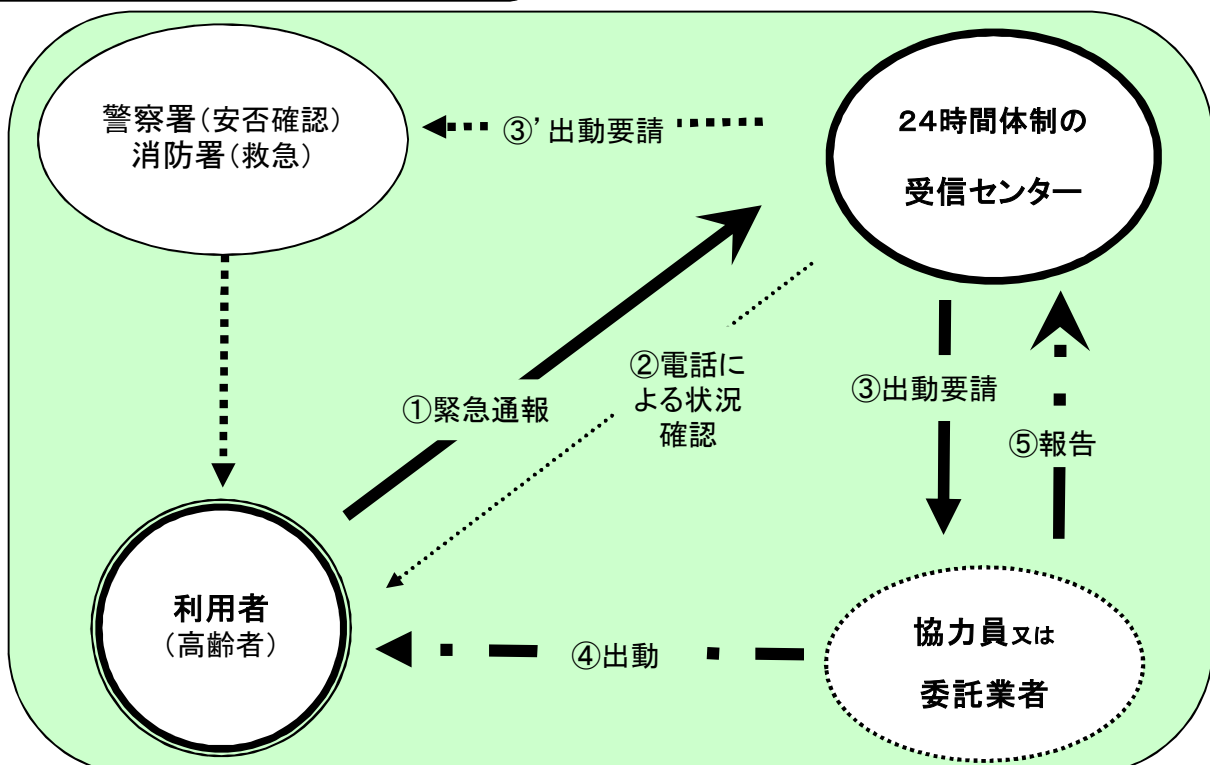
- その1☞ 緊急時に24時間体制の外部の受信センターに通報できる装置を設置し、体調が悪くなった時などに受信センターに通報できるようにします。
- その2☞ 安否センサーにより定期的に安否の確認をします。
- その3☞ 週に1回、電話による安否確認を行います。
- その4☞ 受信センターにおいて24時間体制で健康等の相談に応じます。

設置する装置： 緊急通報装置本体(離れた場所でもハンズフリーで会話が可能)
無線式携帯端末機(ペンダント型等で、本体から離れていても通報が可能)
安否センサー(一定時間、生活反応がない場合に自動通報する)

対象者

利用者の状態	・ 要介護状態にある方 ・ 慢性疾患等があり医師による治療を必要とする方 上記のいずれかにより日常生活上注意を要し、定期的に安否の確認等を要する方
世帯の状況	・ 65歳以上の世帯員で構成されている世帯 ・ 65歳以上の方と重度の障害のある方で構成されている世帯

緊急通報システムのしくみ



申請手続き

【申請窓口】

区役所健康福祉課高齢介護担当、地域保健福祉センター、地域包括支援センター

【申請に必要なもの】

- ・ 連絡先の氏名・住所・電話番号・生年月日・続柄（申請書に記入）
- ・ かかりつけの医療機関名・住所・電話番号・担当医師名（申請書に記入）
- ・ 新潟市高齢者あんしん連絡システム利用確約書
- ・ 協力員同意書
- ・ 個人番号及び本人（代理人）確認に必要な書類（詳しくは下記区役所にお問い合わせください。）

※申請書、利用確約書、協力員同意書は、窓口を用意してあります。

なお、世帯の課税状況を確認させていただくために、世帯員がいる場合は申請書に同意（署名）が必要になります。

※転居される場合は、再度申請手続きが必要となります。

※ご利用される電話回線によっては、対応できない場合があります。（要相談）

※留守番電話、FAX、通話録音装置等が電話に付属している場合、設定によっては、ハンズフリーでの通話機能が正常に作動しない場合があります。（要確認）

利用者負担額

設置してからおやめになるまで、費用負担区分に応じて毎月ご負担いただきます。

費用負担区分	利用者負担額 （月額）
生活保護世帯 世帯全員が市民税非課税である場合	0円
世帯員のうち市民税均等割が課税されている者がいる世帯	550円
世帯員のうち市民税所得割が課税されている者がいる世帯	1,100円

※市民税課税状況により、毎年7月に利用負担額の見直しがあります。

※負担額がある場合は、直接事業者（受信センター）にお支払いいただきます。

～その他のご負担～

- ・ 機器の使用にかかる電話の基本料金及び通話料
- ・ 機器の使用にかかる電気料金 など

お問い合わせ先

北区役所	健康福祉課 高齢介護担当	025-387-1325（直通）
東区役所	健康福祉課 高齢介護担当	025-250-2320（直通）
中央区役所	健康福祉課 高齢介護担当	025-223-7216（直通）
江南区役所	健康福祉課 高齢介護担当	025-382-4383（直通）
秋葉区役所	健康福祉課 高齢介護担当	0250-25-5679（直通）
南区役所	健康福祉課 高齢介護担当	025-372-6320（直通）
西区役所	健康福祉課 高齢介護担当	025-264-7330（直通）
西蒲区役所	健康福祉課 高齢介護担当	0256-72-8362（直通）